

## 近世における廻船に関する若干の資料

著者	津川 正幸
雑誌名	関西大学経済論集
巻	9
号	1
ページ	17-52
発行年	1959-04-20
その他のタイトル	Some Materials on the Cargo-Vessels in Tokugawa Period
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/15599">http://hdl.handle.net/10112/15599</a>

## 近世における廻船に関する若干の資料

津 川 正 幸

江戸時代における海運業の発達については、既に黒羽兵治郎氏、古田良一氏等の先学が幾多の論考をものされ、また海事史料叢書のような貴重な資料も刊行されて、一応基本的なものについては、その材料はでつくしたという感が深い。

しかしながら、海運業は江戸時代においても、一応最も利潤率の高い蓄積源泉であったかのように利解されていながら、これが経営に関する具体的な資料は、殆んど提出されていないといつても過言ではなからう。

江戸、大坂間を航行した菱垣、樽両廻船についてみても、両廻船の濫觴、あるいは営業競争、かつまたこれをめぐつての荷主問屋のうごき等についての大略は承知されいながら、個々の廻船業者の経営については、これまた殆んどしられるところがないというのが現状ではなからうか。

といつても、その空白のすべてをみたまほどの用意のあるわけではない。ただ樽廻船に関する若干の資料を、それもほとんど手を加えず、そのままここに紹介し、いくらかでも空白をみだし、この分野における諸研究に参考とな

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

るところがあればと考え、本稿を用意する次第である。尚煩瑣な事にもかかわらず、その都度史料文書を御貸与提供下さった方々に深く感謝する次第である。

## 一一

すでに周知し、諄復するところではあるけれども、近世における我が国の沿岸海運、特に江戸、大坂間のそれについての發展過程をみると、元和五年（一六一九）、泉州堺の一船問屋が酒、醤油其外の江戸え大廻りの諸色荷物を集め、紀州富田浦より二百五十石積の廻船を借りうけ、積送したことが江戸大坂間海運の一劃期をなす。といふのはこれより以前すでに慶長年間にこの航路を舟行する船舶のあつた事はしれるが、「元和二丙辰年、豆州下田へ船改番所を設立す。其際廻船取扱人百拾余名あり、これを下田番所の附屬となし、各員の内十名宛半年輪番同所へ出張し、船舶の出入を改む」程の發展をみるにいたつた時期でもあり、江戸え大廻り荷物の廻送が後の菱垣廻船の濫觴をなすからである。

寛永期の鎖国条令による海運の一時的停滯があつたにしても、江戸の經濟的發展は大船建造禁止令より商船を除外するの余儀なきにいたらしめ、かてて加えて、米穀廻漕の必要による幕府の海運に対する関心と諸方策は、一層商人荷物の運輸を刺戟促進した。<sup>(3)</sup>

このような情勢のもとで、本来は商人荷物の積送を主とし、かたわらその要求に応じて城米の輸送も行なつていながら、菱垣廻船は、何等特權的な性格を具備せず、自由競争のかたちで貨物の運輸にあたつていた。

このことは、寛文年間にいたつて、大坂、伝法に酒樽あるいは酒積問屋が成立し、いわゆる樽廻船の嚆矢である

小早船によつて、酒を主としながらも酢、醤油、塗物、紙、木綿等の荒荷の積合で菱垣廻船と同航路を航運してゐた事<sup>(4)</sup>でしれる。

しかし何等特権的な性格を有してはいなかつたとはいひながら、それは後世にみられる株仲間的なものではなかつたけれども、大坂の菱垣廻船問屋仲間の勃興に対応して、江戸においても廻船問屋の制度が整い、江戸廻着荷物の荷捌問屋である銭屋、井上、利倉屋のいわゆる江戸惣廻船問屋が擡頭し、他の廻船問屋を抑圧する強力な特権を保有するにいたる。この三問屋は後世まで継続するが、ここにおいて廻船問屋とは利害を一にしない荷主仲間が對抗態勢をととのえるにいたつた。すなわち元禄七年（一六九四）の十組問屋の成立であつて、<sup>(5)</sup>鴻池の手船百艘の提供、その上に不足の場合には百五十艘の新船の建造を約した後援をえて発足するにいたつた。かくして菱垣廻船は、荷主団体である十組問屋仲間の専用船となり、船手に関する一切の支配権は十組問屋の掌握するところとなり、また廻船問屋は手船と十組問屋の所有船および雇傭船を管理運営し、荷役をつとめるだけの役割をなすにすぎなくなり、その性格を一変するにいたる。

一方、宝永年間（一七〇四）頃<sup>(6)</sup>にいたると、樽廻船においてもかなりの発展はみられた。しかし当時西宮に酒積問屋が成立するも、なお西宮造出の酒荷だけをもつてしては船一艘にみたず、兵庫の酒荷をも積合せていた。

享保十五年（一七三〇）に至り、菱垣、樽廻船の競争は、酒荷物の分離、江戸酒問屋の十組脱退をみるにいたつて新しい局面にたちいたる。大坂、伝法両地廻船問屋の競争の結果、伝法の廻船問屋が西宮、兵庫、灘目、池田、伊丹の酒造家の後援をえて、大阪廻船問屋の圧迫を排除するにいたるのである。

かかる分離は時期的にその期がじゆくしていた。打続く豊作に対する幕府の米穀政策は、一方では廻米の制限を

令しつつも、他方では一般物価の安定をはかるべく、商人荷物の廻着量の多くをのぞんだであろうし、かつまた酒造奨励によつて、特に元禄期に幕府の記録の上にその名を見出し得なかつた灘三郷もやうやく、享保九年（一七二三）の江戸下り酒問屋の記録の上に、江戸積酒造地としてはじめてあらわれてき、灘酒造業の飛躍的發展がみられる時期であり、下り酒の江戸廻着量も漸次増加する傾向にあつた。

しかし、波状的に起伏する米価とこれに対する臨機応変の政策による一現象としての米価騰貴、これにつらなる酒造制限は、かえつて、樽廻船にとつては十組問屋の定めた積荷の種類分けを無視しても、積載分野を拡大して行こうとする挙に出ることとなり、舟足の迅速さと、酒荷の上荷として積載する為に、荷痛みの僅少と、格安の運賃という利点をもつて菱垣廻船を凌駕するにいたる。

他方、菱垣廻船は享保八年（一七七一）、保有船百八十艘を最盛期として下向してゆく。享保十七年子七月、十組諸問屋より、廻船難破の件で出された「乍恐以書付御訴訟申上候」書状にも、その傾向のよつてきたるべき起因がうかがわれる。

一、御当地十組諸問屋共申上候、大坂菱垣伝法西宮廻船御屋舖様方御荷物並ニ商人荷物酒醬油水油素麵紙繰綿表類塗物家具太物小間物業種類砂糖鉄釘銅物類多葉粉瀬戸物菰包囲物竹ノ皮其外荒物品々積立籠下り候処、当六月十五日十六日兩日志州鳥羽安乗港ヨリ出船仕、乗下り候処、遠江灘迄ノ内ニテ付、荷物夥敷散乱ノ義承り候故、見届ニ改人差遣シ申度旨、当六月廿六日御前様へ訴訟申上候処、同廿七日御内寄合へ被為召出、改人共差遣シ候様為仰付、難有奉存候。則荷物穿鑿ニ差遣候処、最初荷物浦々ニテ取揚ケ、所ノ役人等エモ相届不申賣買仕候、依之所々ニ徘徊仕候荷物売出シ候処、穿鑿仕候得ハ、伊勢志摩国村々右ノ者共ヨリ売出シ候ニ付、段々吟味

仕銘々方ヨリ証文取預ケ置申候、右名付ノ外荷物大分買取困置候者過半御座候由承候、此者共ノ義ハ別紙ニ申上度候。

すなわち、予期せざる海損の突発がそれである。海難による船舶の減少は、いきおい荷主仲間の中でも、樽船へ積送の依頼をますにいたる。<sup>(9)</sup>

安永元年、(一七七二)、大坂、西宮の樽廻船問屋が江戸積酒諸荷物廻船問屋の株名目をうけるにいたり、名実ともに菱廻船組は一步後退の事態にたちいたつている。すなわち酒荷は樽船一方積、米、糠、藍玉、醤油等の七品は樽菱両積と規約の上でもそれを認めざるをえない状態にたつしていた。それにしても両廻船の船数は、樽百六隻、菱垣六十隻が数えられたとされているが、安永九年(一七八〇)には、「前々は菱垣二百隻程有之、右船造立之入用ハ江戸表問屋共ニ差出候得共、近年難船多、〔中略〕損失相立、船造立入用加入も不至候ニ付、自然船数も減少いたし、当時九十隻ノ外無之故、定之船足ノ荷物余計ニ積入候間、尚更難船多、諸荷物手間取云々<sup>(10)</sup>」とあり、船舶数の減少、残存する船舶の修覆の不行届、さらに積載量の反比例的増大、それによる荷痛みと延着によつて、樽船への洩積は増大し、菱垣廻船は衰微の一途を辿り、文化五年にはその数僅かに三十八隻を数うるほどになつた。

かくして江戸十組問屋仲間にあつては、これの挽回策をたて旧船の修繕と新船の建造により漸く八十隻の航行が可能となり、他方、洩積防止の為、江戸下り酒問屋を通じて、摂泉十二郷の酒造家に対し、樽廻船の積荷分限の遵守方を要請するも「吾々も差支申」と拒絶され、再三の交渉もその功を奏さず、愈々菱垣衰頽はいちじるしく、最早、自力をもつてこれを復旧するは不可能事に等しくなるにいたつた。

かくして十組問屋は紀州藩より廻船を借り入れ、冥加金一万余両の上納実績にものをいわせ、終に幕府をうごか

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

一一一

すにいたり、天保四年十一月、積荷分限に関する指令が出されるにいたつた。

しかしやがて到来する天保期の物価騰貴の原因が、十組問屋の利益独占によるものであるとの非難の生ずるにいたり、かつまた、幕府の封建体制直立しの最後の機会であつた天保の改革にあつて、諸問屋仲間解放がおこなわれるにいたると、廻船問屋もその枠外ではなかつた。<sup>(11)</sup>

以上天保期にいたるまでの廻船をめぐる関係機関の動向をみてきたが、しからばこの期における廻船業者はどのような経営をなしていたか、特に樽廻船についての若干の資料をみてゆくことにする。

註 (1) 海事史料叢書第二巻、所収、菱垣廻船問屋規程 大阪市史第五、三八六頁

(2) 日本財政経済史料第三巻 一三四頁 東京諸問屋沿革志

(3) 拙稿、江戸時代における交通と経済発展、「史泉」第一四号

(4) 大阪市史第五、三八六頁

(5) 日本財政経済史料、第三巻 四二頁

(6) 海事史料叢書第二巻、所収、船法御定并諸方聞書

(7) 柚木学氏論文、灘地方における江戸積酒造の発展過程、経済学論究第一二巻、第一号

(8) 東京諸問屋商事慣例 九八頁

(9) 拙稿、樽廻船輸送の海損分担、漁澄先生記念論文集に寄稿

(10) 大阪市史、第三、九二七頁

(11) この項全般に亘り、黒羽氏著「大阪地方の船仲間」古田氏著「日本海運史概説」を参考にした。

### 三

近世初期において沿岸航路に従事する船舶の大きさは、大体二百石ないし四百石程度の船体を有するものであつ

た。しかして生産力の増大と消費流通の拡大は、幕府をして大船建造禁止令より商船を除外するのやむなきにいたらしめ、積載力の増大の必要は船体の巨大化方向へむかわしむるにいたつた。しかしながらただ単に船体巨大化が進められたのではなく、資本関係よりみて、問屋資本あるいは、商業高利貸資本とむすびついて、そのことがすゝめられたところに斯業の発展過程における問題の存するところである。なにわともあれ、交通手段、稼働状態、資本関係等についての若干の史料をあげてゆくことにする。

安水元年（一七七二）樽廻船問屋が江戸積酒諸荷物廻船問屋として株名目を得て以来、廻船業者も手続として、運上銀上納のための船改め、鑑札下附の願をなさなければならなかつた。

御代宮所御鑑札御下ヶ願上書付写<sup>(1)</sup>

乍恐口上

一廻船何百石積 壹隻

船主 辰屋半右エ門

右之船新造仕候ニ付御願奉申上候。何卒御鑑札被為下置候様奉願上候。右之段御聞濟被為成下候  
ハ、難有奉存候。以上。

年号月日

御下撰州武庫郡鳴尾村

辰屋半右エ門

庄屋藤右エ門

谷町御役所

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

二四

のような様式をもつて願出で、鑑札が下げられるわけであるが、ここに一つの慣行が存在した。すなわちそれは船石数についての事項であつて、実石数と鑑札表記石数に差異があり後者が前者よりも小さいくなつてゐること、この点に関しては左記のような理由があつた。

返答書下書<sup>(2)</sup>

一 廻船千五百石積ニ八百石之御鑑札請候者如何之訳ニ候哉、御尋ニ付左ニ申上候  
一 廻船千五百石積

内

一 二百二十五石 但シ此歩一割五歩

右は水主持と唱、船頭水主給金ニ見詰最初引落シ来り申候

一 四百五十石 但シ此歩三割

右者道具持と唱、諸道具并作事手当等見詰最初引落シ来り候。右両様新造を為船手入用歩方割合、前以引落シ来り候。残八百二十五石右積石之分、船主実々之利益ニ付、粗石数見詰ヲ以往右の仕来り御鑑札奉請候。

尤年数相立候得は少々宛不同可有之と奉存候。右積石御鑑札表相違之儀御尋ニ付奉申上候。  
以上

寛政二亥年二月

## 廻船御米船賦

毛馬屋兵右衛門、鹿嶋屋喜右衛門、大和屋仁右衛門、辰屋半右衛門、松屋儀左衛門、茶屋佐小右エ門、座古屋六三郎、同伝六、右改寛政十二年申三月ニ御尋ニ付寛政二亥年之御返答之通奉申上候尤小船之事茂右ニ順事申候。以上。

一 航<sup>カワ</sup> 四丈七尺七寸

一 肩 二丈七尺一寸

一 八尺五寸ノ深サ、又みはり下一尺一寸

是ハ勘定ニ御入不被成様相心へ

一 此石千九十八石七斗六升九合五夕

内四歩半引

残り石

一 六百四石三斗二升三合二夕二才

右ハ半五郎船ニ而改メ請申候得共、御鑑札名無数故、半兵衛船ニ致シ御影浦ニ而寛政十二庚申五月七日

ニ御改メ請申候。以上。

のように、どのような計算によつたものか、はたまた経営経験より割出したものか、「往古より仕来り」として、水主給金にあてる水主持と、諸道具及び随時の補修にあてる道具持、あわせて実石数の四割五歩をみつもつて差引いている。実際の入費は後に惣勘定、あるいは差引勘定の場合に、道中諸遣い、水主賃金として計上されるので、

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

二六

その史料によると判明するところである。

右のようにして鑑札が下附され、これに対して運上銀が上納された。

午年鑑札改<sup>(3)</sup>（天保五年）

但シ当年運上銀上納可致分

一 六百七十石

一 七百三十石

未七月半蔵船破船ノ断

一 七百四十石

一 七百五十石

御鑑札返上

一 六百二十石

天保六年二月破船仍而同六月御鑑札返上（除）之  
此分半太夫船分運上銀西店へ付かへ可申分

合三千五百十石

百石ニ付運上銀十六匁づつ

此運上銀五百五十一匁六分

但シ口銀百目ニ付三匁づつ

合銀五百七十八匁四分五厘

上納高

但シ己年迄は辰丸宛ニて八百二十石株も有之候へ共、午九月十二日届ニ而御鑑札御返上致引残五隻

ニ相成候

以上によつてしられる通り、百石について銀十六匁と口銀百匁について三匁の合銀が上納されている。さらに右によつて判明することは例外はあるけれども、常時運転している船数は五〜三隻くらいの経営規模が普通であつたようで、この点はこの例にあげた辰馬両家、あるいは御影の嘉納家あたりでもその程度であつたようにおもわれる。

次に廻船業の経営に関する史料の紹介にうつるが、ここにあげるものは主として辰東店のものであつて、当店は

本来酒造業を営み、自家醸造酒の運送のため手船の経営からはじまったものとおもわれるが、年代的に諸史料は天保期以降に属する。東店では辰栄丸、辰幸丸、住徳丸、大福丸等途中破船のため、減少している場合もあるが、大体五〜三隻の廻船をもつて、その経営にあたっている。これらの内、辰栄丸、住徳丸を主としてあげる。辰栄丸は、天保九年（一八三八）十一月

新造 覚<sup>(4)</sup>

一 千六百石積廻船 一隻

代 四拾四貫七百五十匁

右ハ板材木釘鋸木挽大工作料共棟梁請帳高

一 二ノ八百三十九匁五分七厘

右ハ梶刷<sup>ル</sup>新梶柄桁作事券道具一式なんば類一式水はず帶道具共乗出ニ仕候分右同断

一 二十五ノ目

右ハ柱一本桁一本白梶一羽碇六頭帆二十一反巻道具之類古繩廻り一式大坂船問屋小西新六<sup>ノ</sup>譲り取代

銀同人へ相渡分

一 五百十八匁七分五厘

九十五ノ五百目新碇一頭代尤古碇代引残り代銀也

一 十貫七百三十五匁五分四厘

右ハ新帆六反身繩四房市波二房括井ニかが芋ながへ諸道具足し銀高也

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

二八

一 二ノ九百八十六匁九分六厘 納屋雑用

右ハ祈神方船風し迄納家飯米味噌香もの之類 #ニ造り中水主賃銀祝々之節大工酒肴代風祝儀

御初尾共惣而 造中諸入用高

合八十六貫八百三十目八分二厘

此出銀一步二付

一 八貫六百八十三匁八厘

をついやし、浦賀萬屋、江戸米屋、江戸鹿嶋屋および大坂廻船問屋小西新六の合力によつて新造した船であつた。すなわち、問屋資本の導入によつてなされた一例をみる事ができる。かくて同九年十一月大坂川口より御城米を積み初航海に乘出し營業をはじめ。今この九年十一月より十一年十一月の経営状態をみると第一表の通りである。また弘化四年十一月より嘉永五年十月までの惣勘定は第二表のごとくである。

第一表について二三の点を補足しておく、まず城米あるいは諸藩の廻米はどのような契約によつておこなわれたか、天保十年正月に伊予米建で就船しているが、左にあげる史料は日時において一ヶ月のづれがあるけれども当時の船貸借の状態をしらしめるものであるとおもわれる。

船借請証文<sup>(5)</sup>

老通

覚

一 航長五丈一尺六寸

一 肩二丈八尺五寸

一 深サ一丈六寸

石積千五百五十八石八斗三升六合

第1表 辰 米 丸 勘 定 帳 (天保9年)

年 代	建種別	入 金	出 金	徳 用	摘 要	
天保 9年11月	川口積城 米		4,527.75		飯米賃銀道中ノ遣高 上荷賃米代大坂問屋小西へ渡 米渡り銀佃島会所ヨリ受取 井上にて後渡し内くり登分 後渡し残分	
			1,642.27			
		5,796.14				
		2,326.00				
		2,382.78		4,334.90		
	10.1	いよ廻米		4,669.32		飯米賃銀道中遣ノ高 伊予廻米前渡後渡ノ運賃高 手酒百太片馬 72.94匁 かへ運賃銀共 同百太江戸下り銀船頭ヨリ受取
			6,482.70			
			729.40			
			100.90		2,643.28	
	4	樽立		4,363.62		飯米賃銀道中遣ノ高 江戸手板不足
				420.63		小西仕切尻正ニ受取
			7,109.41		2,325.16	
	7	樽建		4,377.44		飯米賃銀道中遣ノ高 江戸下り正ニ手板尻受取 浦賀干物り銀弁銀引正ニ受取 赤穂塩 400俵 1匁づつ運賃銀 小西仕切尻正ニ受取
			592.80			
			245.30			
		400.00				
		4,398.78		1,259.34		
9	樽建		4,149.25		飯米賃銀道中ノ高 江戸手板不足船頭へ渡 小西酒百太下り銀受取 手酒27太下り銀受取 手おすい綿荷物運賃銀付にて受取 小西仕切尻正ニ受取	
			191.43			
		100.00				
		27.00				
		70.00				
		7,116.09		2,972.37		
				13,535.05	徳用合計 今津乗込祝入用 かじや松兵衛へ渡 (釘代) 新碇85ノ代 但馬芋大田芋10ノ丸帆3反 市山芋15ノ代 新平へ渡 " 19ノ代 芋市へ渡	
			837.10			
			73.24			
			607.14			
			280.61			
			725.80			
			709.05			

近世における廻船に関する若干の資料 (津川)

			642.62	目関帆7疋間繰字2ノ
			124.90	船祝赤飯くばり入用
			60.00	金比羅様へたいこ献上代
			56.80	仕入運賃飛脚賃ノ高
			274.76	問屋小西色々取かへ惣ノ高
			9,041.03	正ミ徳用
		此配分1歩ニ付	904匁31	
			452.16	5厘方 浦賀 万屋清左エ門
			271.29	3厘方 江戸 米屋 房太郎
			226.08	2.5厘方 江戸 鹿島 正助
天保 10.11	姫路塩立	3,960.02		飯米道中遺其外諸入用ノ
		8,500.00		姫路塩1万俵㊦8分運賃増金500匁
			4,539.98	
11.2	樽	3,668.71		共飯米賃銀道中遺ノ高
		180.24		江戸手板不足?
		1,122.30		道売分手酒口々180太運賃
		5,933.02		毛馬や仕切尻正ミ
		10.00		浦賀下り船頭ヨリ受取
		180.00		手酒下り船頭ヨリ受取
			3,346.37	
4	◇建	4,042.84		飯米道中遺諸入用口々ノ
		54.40		浦賀下り船頭ヨリ受取
		3,111.00		江戸にてかり登分同人ヨリ受取
		3,104.90		大阪にて
		798.23		残金の内受取
			3,026.34	
6	塩間積立	3,862.52		飯米道中遺賃金入用ノ
		672.20		江戸下り手板不足
		6,999.29		大坂問屋仕切尻受取
			2,464.52	
3	塩間積立 (斉田塩)	3,410.81		飯米賃銀道中遺諸入用銀ノ
		555.40		江戸手板不足船頭へ渡
		4,800.00		斉田塩6,000俵 ㊦8分運賃
		1,914.38		大坂仕切尻受取
			2,748.12	
10	樽 小西	3,746.13		飯米道中遺賃銀其外諸入用ノ

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

12. 9		7,282.84	775.00	2,761.71	手板不足 大坂問屋仕切戻
				18,938.04	
			7,803.29	11,134.75	引物口々ノ高 正ニ徳用
	此配分1歩に付1ノ113匁4分8厘づつ				
		556.74		5匁方 浦賀 万屋清左エ門	
		334.04		3匁方 江戸 米屋 房次郎	
		278.37		2.5匁方 同所 鹿島 正助	

第2表 辰 栄 丸 惣 勘 定 (弘化4未~嘉永5子年)

年 月	摘 要	徳 用 高	諸 入 用 高
未 12月	川口御城米建	ノ 匁 4,065.66	匁 214.29
申 2	樽仕建	3,484.90	1,533.14
3	藤田樽仕建	3,325.55	257.70
6	"	2,437.33	95.00
7	"	3,234.65	234.28
8	塩間積藤田樽仕建	2,976.28	401.43
9	"	3,395.37	896.00
11	"	3,849.19	* 768.31
12	高松御城米建	4,281.80	235.29
酉 2	藤田樽仕建	3,038.70	496.43
4	越前酒田御城米建	4,640.43	381.46
6	藤田樽仕建	3,522.89	1,015.43
8	"	3,527.23	180.00
9	"	3,804.66	305.73
10	"	2,400.36	80.00
戌 1	備後福山御城米建	4,481.60	807.87
3	讃岐丸亀御城米建	3,347.64	469.00
6	藤田樽仕建	3,172.50	437.48
8	"	1,877.08	* 979.73
9	"	3,940.50	140.00
10	"	3,767.55	80.00

	12	藤田樽仕建	1,918.40	285.73	
亥	2	"	1,724.68	1,423.50	
	4	"	3,931.52	645.71	
	6	"	4,795.04	—	
	7	"	4,680.56	340.13	
	9	"	4,013.89	147.50	
	10	"	4,850.57	952.00	
	11	備中玉島御城米建	5,231.24	440.72	
	子 閏	1	藤田樽仕建	4,508.47	—
		2	"	4,973.91	631.63
		3	"	3,933.92	—
5		"	2,925.27	952.00	
7		"	1,600.88	307.69	
9		"	3,681.94	285.50	
10		"	4,005.73	* 1,260.93	
		36建	129,341.87	18,126.42	
		申7月 新造橋船		950.00	
		亥5月 作事諸入用		13,318.93	
	子9月 沖大作事入用		4,356.94		
	酉1月 新幌1羽		4,505.26		
	戌3月 柱大作事		3,947.04		
	5ヶ年間仕入小廻賃		995.00		
	酉年伊丹樽屋清算		72.56		
	差引残銀		83,069.74		

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

- 註(1) 諸入用高として計上したものは引手、市山芋、身繩等の芋綱繩等である。
- (2) それらの購入は各年月に集計してあげたが、前月分と合計した（例えば申11月768匁31は10月230.70匁と11月537.61匁の合計をあげている）場合がありそれには\*印をふした。  
但し子10月は12月までの合計である。

内深サ六寸 足引

引残而 積石千四百七十石六斗

但シ百石ニ付四百五十目がへ

此代銀六貫六百十七匁七分

外ニ二百二十五匁 堀運賃是ハ積所延日ニ付無様私手元ル此銀仕候

二口ノ六貫八百四十二匁七分

内三百目 私方ル召遣候船頭水主三人分賃銀引

又六十匁 兵庫宿船借肩銀百五十目定之処江戸瀬戸之儀三汐取対応仕候段全間違ニ而七汐取ニ相成候

趣当間違為断如斯

残而正ミ銀六貫四百八十二匁七分

内四貫四百八十二匁七分 凡七步通積所ニおいて直渡し

惣差引残り二貫目

右之通相違無御座候、残り運賃銀之儀は江戸表ル兵庫津え登次第相渡し可申答之定江戸御屋敷都合能相  
濟候上は以為替銀ヲ江戸出帆之節相渡可申候 以上

天保十亥年二月

船借主松山佐方浦

村屋 左 左 衛 門 印

辰栄丸半六殿

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

三四

覚

一金巻兩二歩

右は江戸問料之儀江戸表ニ而相渡シ可申候以上。

亥二月

村屋 左衛門 命

辰 米 丸

即ち、第一表の伊予廻米前渡後渡ノ運賃高六貫四百八十二匁七分は、残而正ミ銀六貫四百八十二匁七分に符合するからである。廻米建の場合の運賃は、大体七割を前渡しされるのが他の場合にても普通であつたようである。運賃の前渡し、終着地で残銀の後渡しは諸藩の廻米、幕府城米の廻漕の場合も同じであつた。後者については天保十三年（一八四二）より、それは菱垣船々数の減少が主なる理由であつたと思われるが、樽廻船および北国買積船が御廻米積御備船として指定され、これを拜命している。

差上申一札之事<sup>(6)</sup>

灘目筋樽廻船之儀当寅辰迄三ヶ年之間御廻米積御備船ニ被仰付御試被遊候。右ニ付而者私共義右御仕法中御備船取締役被仰付候間、御廻米積船操者勿論其外御取締向等無差支様取斗御用向大切ニ相勤可申勿論御手当筋等之儀者猶御伺之上追而可被及御沙汰ニ候得共右之外筆墨紙等之雜費も相懸り可申哉ニ付凡一ヶ年之目当ニて取調早々可申上旨被仰渡一同奉畏候。依而御請証文差上申処如件

天保十三年寅年正月十六日

竹垣三右衛門御代官所

撰州兔原郡御影村

加納屋 弥兵衛

大和屋 万次郎

大和屋 嘉左衛門

廻船方

御役所

差上申一札之事

一 撰州灘目筋樽船 并北国かい積船廻米積御雇付之儀ニ付当早々差斗方御勘定所へ申伺之上夫々下知之趣左之通被仰渡候

一 灘目筋樽船之儀大坂町人共組合之者相除其余八十隻余御廻米御備船之御極印打渡船主共へ御鑑札并二小幟御渡被成下是迄納来候御運上銀は御差免被遊候間此後船数増減御座候節は其時々御訴可申上候。且右船持之内撰州御影村大和屋万次郎同嘉左エ門嘉納屋弥兵衛御備船取締役被仰付廻船御用達共、出付と唱へ船々可成丈雇付候儀相止一割つゝ被下候差配料之内ニ分相減右之分樽廻船其外買積船へ手当被成下八分通は是迄之通御用達共へ被下候積り之御仕法ヲ以、当寅辰迄三ヶ年之間御試被遊候筈今

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

三六

般御勘定所より御下知之趣被仰渡一同承知奉畏候。尤樽船御運上銀免除之儀は御差配御役所ニおいて別段被仰渡候ニ付、其旨相心得前書夫々御手当割合方之儀は尚御伺之上、追而御沙汰可被及候間、樽船之者共商売荷積受諸困へ渡海之往返先々ニおいて、御威光示しがさつ心得遵致間舖□□被仰渡候。是又一同承知奉畏候依而御受証文差上処依而如件

大坂十七軒

難波鳴地子船宿

弥兵衛

御影廻船五十七人惣代

治三兵衛

十右エ門

弥平次

御城米御備船取締役

弥兵衛

嘉左エ門

万次郎

廻船改役

大坂屋新左エ門

船借

三人

城米の廻漕は往返日記の記入をはじめ、種々煩雑な事柄が附属していたけれども、事故のない限り、運賃銀七割ないし五割高の前渡しもあり、また商人荷物を運送するよりも比較的により多額の徳用をあげたようである。この点

は第一表、第二表をみるとしれるところである。

つぎにそれぞれ一建の勘定について、天保十一年二月の樽立を例にとると、これは大阪樽廻船問屋である大坂下博労町毛馬屋彦太郎諸荷物仕建でその詳細は第三表にみられる通りであり、第一表の（天保十一年二月）毛馬や仕切尻正味金額とあるは、第三表の八月二三日金九十兩と差引かり銀高の合計額である。

また同年六月、八月の塩間積立では、塩運送の運賃を計上しているが多分に買積的な性格のもののように思われる。というのは後年のものになるが塩買仕切、あるいは売仕切状がしばしばみられるからで、その一例をあげておくと。

塩買仕切<sup>(7)</sup>

一 齊田塩 四千俵 かい付分

二分五厘替

代十貫目

内

一 九百三十八匁	一俵に付二十分三厘三毛	御納銀
一 三百八十匁	此銀一ノ目に付三匁八分がへ	出目代
一 百五十匁	一俵に付三厘七毛五才がへ	口 銭
一 八十匁	一俵に付二厘がへ	積 質
一 十五匁	受取にて三匁七分五厘がへ	荷 直

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

一 三 匁

ノ一ノ五百六十匁

合十一貫五百六十匁

此銀十一貫四百九十一匁五厘

二朱金ニして六三がへ

此金百八十二兩一步二朱一分四厘五毛

右之通代金別帯目録ニノ差引御座候

丑七月朔日

川口遣

三八

辰 栄 丸 半 六 殿

浜田屋清右工門<sup>㊦</sup>

(岡州北浜)

仕切状之事<sup>(8)</sup>

一 齊田塩 三千九百七十九俵

四十二俵引

(引俵) 此俵 千六百七十一俵一分八厘

残二千三百七俵八分二厘

兩二七俵替

代金三百二十九兩二歩十匁九分三厘

内

一 九百八十九匁六厘 売手那おし

一 百五十六匁七分五厘 品川鯨下賃

銀一 百四十五匁八分一厘

小判五十八匁割

合此金十九兩三分ト三分一厘

差引残金三百九兩三分ト十匁六分二厘也

右代金銀不残相渡相済此表出入無御座候仍如件

天保十二年丑年八月廿九日

渡辺熊次郎 印

辰 半 六 殿

以上のように本来は運賃積をたてまえとはしていたが、漸次に船主単独であるいは船頭との持合いで買積を行うようになっていて、それら買積物品としては、米、塩等が多かつたようである。この点は後にあげる第五表によつてしられるところである。

また道中諸遣い、賃銀、諸入用ノ高として一括して勘定書に計上されているものは、航海の都度、「道中諸遣帳」

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

第3表 辰栄丸一建仕切目録 (天保11年11月勘定)

子2月建

荷高合 1,371

酒 200太	(運賃替)	匁 83.6	運賃	匁 2,023.12		伊丹
" 50 "		" "		459.80		伝法味川
" 170 "		86.6		1,472.20		大坂尼崎
" 30 "		" "		259.80		堀丁
" 600 "		79.6		4,776.00		なだ目
醬油 100樽		" "		79.60		
手酒 200太		" "		1,592.00		
				10,662.52		
江戸下り銀					1,307.00	
	見分	料		匁 65.35		
	荷主	引		130.70		
	さし	くれかへ		9.94		
	荷物	浜出し		119.28		
	筆墨	料		4.30		
	口せ	ん		496.66		
	さし	荷		196.05		
					1,022.28	
	金直	違		125.37		
	堀30駄	小廻賃		12.00		
	米	4,573石		319.19		69.8匁がへ
		6ヶ月間右利足		26.81		
	上下わく	497駄		173.95		
	ちよき船	ちん				
	積出し	小廻賃其他		222.85		
					880.17	
1,107太瀬取まし					71.95	
手酒200太運賃					1,592.00	
8月23日金90両渡					5,602.50	625匁がへ
差引かり					330.50	

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

右之通仕切残銀相渡此表無出入勘定相済申候

毛馬屋彦太郎

小西新六殿

辰栄丸半六殿

第4表 道中諸遺賃銀諸入用

(天保12年丑12月)

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

銀高(匁)	摘	要	(銀高匁)	摘	要
3.9	住吉宮御初穂		2.60	樽押印ロ々仕替代	
110.0	教宮		13.00	茶80匁代	
11.68	柱直し肴代		13.50	薪3掛	
9.00	作事中大工船頭雑用醬油代		5.00	桧角1本	
9.93	同断大根代		1.30	子9月建差込樽直し代	
3.64	〃 大工用干物代		7.00	同薪代	
9.10	筒立給銭肴代		1.50	刺印1丁	
1.44	〃 とおふ代		463.62	兵庫払	
1.82	身鯨200目代				
9.02	大根100文		42.90	薪2朱3歩代	
19.00	薪代5掛		7.28	袋宿祝儀800文代	
27.17	兵庫にて解船たて草3〆		7.28	宿代800文	
3.70	裾場浜ちん		15.61	金1歩三木浦祝儀	
31.39	柱建て肴代		7.22	佐々良宿祝儀800文	
3.63	日用大根代		15.61	青峯護摩料	
1.50	日用いも代		6.00	大神宮様御初穂	
1.40	まつ2ガ代		1.00	外宮様御初穂	
1.40	作事入用酢1.5升		31.20	的屋浦祝儀	
2.40	兵庫揚290樽差直し		5.46	同所方肴代600文	
28.80	薪6掛 口掛樽夜番用		23.40	同所出戻り宿祝儀	
5.40	大坂行早船賃		9.10	同浦附船宿祝儀	
7.00	火床上塗いろり直し代		4.00	安乗間屋祝儀	
11.10	ろ直し、うで仕替、たがい〆直し		15.61	外浦宿祝儀	
20.50	わがえ ロ々		7.28	同附船祝儀	
5.45	なわ600文代		〆199.01		
3.50	薪代				
8.35	威光丸新造祝ひ割合掛		23.40	外浦湊引込引出し曳船賃	
1.50	竹代		23.40	正月碗16人前代	
62.00	ほぐ2反		35.70	正月肴并ニ諸色入用買物ロ々	
4.50	仕入酢5升代		31.20	下田にて薪代	
1.00	御神灯小蠟燭代		3.64	餅つきの節松代	
1.50	仕入半紙代		2.50	年越大豆餅つきの砌小豆	
7.00	火床廻りかしき賃物		.90	砂糖右同入用	
8.00	陸廻り兵庫滞船中		5.46	肴代右同入用	
1.00	おり油代		46.20	下田にて宿祝儀	

78.70	極月27日時化寄当り見分役所諸 入用	21.47	袖巻1籠
20.13	同日繕作事大工3人木釘共	26.30	色釘1ノ100匁30分代
5.46	囲竹代	5.65	銅筋打20本155匁
2.73	同入用なわ代	1,005.95	
46.80	下田出戻り宿祝儀年玉共		
31.20	同所附船入船祝儀出戻り年玉共	24.50	薪代浦賀ニて606文
40.75	両度出戻り共引船3隻	5.57	同所ニて大根代
.50	見分の節役人方へ上乘り代	5.51	同 肴代
3.64	酢4升代	5.30	めさしいわし576文大工やとい
15.61	平嶋長右エ門祝儀	.74	大豆1升
3.60	提灯張替代	1.69	まつご5升 184文
451.26	品川瀬取茶船賃	2.30	洗3升 244文
2.00	江戸にて水先	1.05	油さし直し賃
28.20	エ油5升打廻し入用	27.60	品川にてだで草3ノ文代
62.40	茶船宿飯米当1両代	74.26	
966.98		2,709.82	惣ノ高
15.61	かが屋祝儀長滞船ニて遣す		
175.60	白米4斗入5俵	924.00	水主16人8分
15.61	差芋代金1朱	222.00	14人8分帳場料
46.79	かじ亭3房打賃入用	104.54	かじ松弘
9.10	井上2階番祝儀	65.00	絵差添1房代
3.68	同屋敷廻り祝儀400文	41.70	核墨15束
3.50	鍔目立	10.00	仕入ろうそく代
9.20	深川附船祝儀	24.50	仕入油5升代
.43	曆1冊	60.00	水仕入塩嶋代
15.61	江戸にて薪代	18.00	3隻の者へ心附代
13.80	浦賀登り下り肴1,500文	9.00	酒30石大福丸より小西へ運賃
15.61	万屋清左エ門へ祝儀	13.00	漁光丸分茶425匁取立
3.68	大根代	972.31	手板不足井上へ渡分
4.60	浦賀ニて作事中大工用干物代	2,463.03	
93.30	絵6寸角10本		
114.30	浦賀石錢間料引船賃	5,172.85	惣ノ高
39.00	丸屋祝儀長滞船ニて遣す		
204.30	上廻作事大工61人半		
113.61	かじ屋弘		
55.20	品川にてだで草6ノ匁代		

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

一冊に詳細に記帳されたもので、その一例をあげておくと第四表の如きものである。いま一件、住徳丸の稼働経営状態を弘化元辰年正月より嘉永元申年十二月の破船にいたるまでの五ヶ年間に就いてみると第五表の通りとなる。

住徳丸は、金千五十両をもつて小西屋辰之助より、天保十四年二月に譲りうけ、頭初、松浦屋太兵衛より三歩高の持歩があつた、その時の双方の契約は、

規定一札之事<sup>(9)</sup>

- 一 住徳丸富太郎船儀是迄小西屋辰之助殿へ熟談之上乗出罷在候所、此度右辰之助殿持歩貴殿へ被相讓候間、今般改約定左之通
- 一 惣請帳銀高之内
- 一 七歩方貴殿御所持
- 一 三歩方我等所持
- 一 年々勘定之儀は其許殿ニ而御仕立被成徳用銀我等方へ御配分被成候事
- 一 船仕立毎諸仕入向并仕出し金其外共其許殿へ御取斗被成候事
- 一 船仕立方之儀は其時々荷物出方之模様ニ寄及熟談候事
- 一 沖船頭之儀は其許殿ニ而可然御差配被成候事
- 一 船玉御鑑札之儀は御相談之上我等名前致有之候得共前段之通歩持ニ付諸事御任せ申候上は我等名前之廉ヲ以自由ケ間舗儀致間舗候事

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

四四

右之通約定仕候処相違無之候。尚又余時ニ出銀等有之候節は右割合ヲ以其許殿へ相渡し可申候。若船玉ニ付聊差障之筋無之候得□□□持歩之儀ニ付自然脇々彼是申もの有之候ハ、何方迄も罷出此方ニ而埒明其許殿へ少しも御難儀掛申間舖候。今般熟談之上右之通被極候処相違無之候条為後差入申一札仍而如件。

天保十五年六月

松浦屋左兵衛 ㊦

証人 小池屋善右工門 ㊦

小西屋辰之助 ㊦

辰屋与左工門殿

約定一札之事 ㊦

当方々先方へ差入有之一札之写如左

一 住徳丸富太郎船へ貴殿三分高丈御歩持ニ御座候处実正也。然ル上八年々徳用銀右三分方分無遅滞急度御渡し可申上候。為後日約定一札仍而如件。

天保十五年辰七月

辰屋与左工門

松浦左兵衛殿

第5表 住徳丸惣勘定 (嘉永5年子11月)

年月	建種別	入 銀	出 銀	徳 用	摘 要	
近世における廻船に関する若干の資料(津川)	辰 1	樽 建	6,218.10	4,455.52	3,203.48	江戸下り正ミ蒲字(銭屋)ヨリ受取 灘目酒運賃正ミ取 船頭相企かい登分受取 飯米賃銀道中遣諸入用ノ高 富嶋諸掛リ
			1,238.59			
			1,800.00			
	3	樽 建	6,567.40	5,008.59	3,496.99	江戸下り正ミ蒲卯ヨリ受取 浦賀下り正ミ受取 西宮船衆酒仕切正ミ受取 飯米、賃銀道中諸入用 富嶋諸掛リ
			10.80			
			3,628.56			
	7	樽 建	9,643.63	4,854.54	4,587.36	江戸下り銀蒲字ヨリ受取 西宮仕切尻 浦賀下り 飯米、賃銀道中遣諸入用 富じま掛り銀
			2,269.69			
			45.62			
	9	樽板間積	4,973.23	4,886.04	3,515.79	江戸下り正ミ蒲字ヨリ受取 西宮仕切尻 板2,500太商内 板垣代 飯米賃銀道中遣ノ 富じま掛り銀
			2,449.73			
			2,588.01			
	11	樽	11,082.99	5,938.97	1,350.50	江戸下り正ミ蒲卯ノ受取 買積広島米200石 着500匁がへ 浦賀下り受取 西宮仕切尻 飯米賃銀道中遣ノ 富じま掛り銀
			1,000.00			
			95.00			
己 2	樽 米	10,346.52	3,046.29	4,212.72	同人年中諸取替 江戸下り正ミ手板尻山祐ヨリ受取 右之外加印不渡り分追登分受取 筑前米100石 着600匁がへ 西宮仕切尻 飯米賃銀道中遣諸入用ノ 富じま諸掛り銀	
		539.60				
		600.00				
3	◇樽積合	1,083.51	5,310.62	4,212.72	江戸下り銀ノ 山祐ヨリ受取	
		8,879.47				

		239.70			△渡分追送り分同人ヨリ取
		11.20			浦賀下りロ々ノ弁残正ミ船頭ヨリ受取
		2,660.94			西宮仕切尻
			5,437.65		飯米賃銀道中遣諸入用ノ
			2,362.60	3,991.06	
7	毛馬や分仕立	3,144.46			毛馬や仕切尻正ミ受取
		730.92			手酒直受110太毛馬や二抱分運賃
		1,630.39			江戸下り正ミ手板尻
		336.16			島原米150石上荷分
			3,986.52	1,856.41	飯米賃銀道中遣諸入用ノ
10		10,994.87			江戸下り銀ノ山祐ヨリ受取
		1,397.04			西宮仕切尻
			6,209.64		飯米賃銀道中遣諸入用ノ
			2,939.59		富じま諸掛り銀ノ
			558.29	2,684.43	己年中諸取替ノ高
12	高砂城米立	5,329.12			前渡銀
		5,467.50			後渡銀
		263.45			欠米運賃積処、江戸取ノ
			6,577.14	4,482.93	飯米賃銀道中遣諸入用ノ
午 4	樽◇積合	6,784.74			江戸下り正ミ井上ノ受取
		21.94			手板算違ニ付跡ヨリ受取
		900.00			右の外船頭持合借用分受取
		93.24			直受取酒14太運賃
		151.62			金山寺味噌38丁運賃
		52.56			生蠟13丸下り不渡分調付受取
		2,491.34			西宮仕切尻
			6,356.26		飯米賃銀諸入用ノ
			2,040.87	2,097.85	富じま諸掛り
6	◇樽積合	4,448.05			江戸下り正ミ井上ヨリ受取
		3,600.00			右外ニ持合
		44.25			米代余り井上算違分ノ受取
		515.00			米上取分富じまヨリ受取
		2,066.80			西宮辰仕切尻
			7,265.85		飯米、賃銀道中遣、大仕舞手板不足ノ
			2,471.41	936.84	
10	◇樽積合	8,212.50			直取分
		7,713.39			銭屋仕切尻

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

			3,156.39			西宮仕切尻
				951.10		諸仕入ものノ
				340.00		兵庫滞船中仕入代
				43.90		中仕入、味噌半丁、醤油1丁香物1丁
				38.90		印改ニ付染賃布代
				1,512.80		水主16人8分賃銀
				9,540.37		道中遣、炊場入用、水主長行ニ付前賃銀共
				2,613.47		富じま諸掛りもの
				656.98	2,951.81	午年中諸取替ノ
未	3	丹後積城米立	8,006.85			前渡り銀
			8,156.30			後渡り賃
			248.53			欠米運賃半高積所取分
				10,316.48		飯米賃銀道中遣諸入用ノ
				5,775.07	320.13	江戸諸仕舞入用欠米運賃半高差引
	10	樽	571.88			江戸下り正ミ手板尻
			10.28			浦賀下り正ミ
			7,179.71			西宮船店仕切尻
				5,225.98	2,535.89	飯米賃銀諸仕入道中遣諸入用ノ
	12	堺積城米立	5,481.51			前渡り銀
			5,637.31			後渡り銀
			52.00			欠米運賃、積所ニて内取分
				6,314.94	4,855.88	飯米賃銀道中遣并ニ江戸仕舞諸入用
申	3	樽	6,969.43			西宮仕切尻
			173.36			江戸手板尻正ミ
			155.30			兵庫分仕切尻
				4,815.86	2,482.23	飯米賃銀道中遣諸入用ノ
	6	樽塩俵賃仕立	6,149.87			塩俵 仕切尻正ミ取
			20.58			江戸手板尻正ミ
			5.44			浦賀下り
				3,884.09	2,291.80	飯米賃銀道中遣諸入用ノ
	7	樽塩積合	3,788.58			西宮船店仕切尻
			473.25			江戸手板尻正ミ取
			1,316.70			{赤穂塩1,463俵5匁がへ買入、江戸ニて10俵1分売仕切徳用ノ
				4,554.59	1,023.98	飯米、賃銀道中遣諸入用
						前渡り銀
	10	福山御米立	5,250.02			後渡り銀
			5,863.88			

12	福山御米立	3,508.40	6,307.77	4,806.13	飯米貸銀道中遺諸入用 前渡り銀 後渡り銀 樽、藍玉、着落分江戸下りノ 西宮船店仕切尻
		5,131.42			
		682.70			
		303.69			
			5,720.38	3,905.83	飯米貸銀道中遺諸入用ノ
			7,314.54		船玉破船難破入用ノ
				-3,480.71	不足損銀
嘉永 5.11	破損勘定	建徳用内不足建分引残		54,280.50	
		道具入分ロ々			27,559.65
		初立ヨリ5ヶ年間御初尾并諸 入用			496.45
		江戸銭屋、山田屋ロ々決算			19,602.29
		運賃不渡り分船店差引分			145.14
		新造の砌江戸ニて成龍丸乗船 入用			1,485.00
		残全徳用			4,991.97
		桁1本 柱1本 直立		8,000.00	
		巻道具一式 直立		6,000.00	
		全徳用		4,991.97	
勿		18,991.97			
此配分1歩ニ 1,899.20					
3歩 松浦左兵衛			5,697.60		
6.23厘 辰利右エ門			1,187.00		
2.5厘 平野屋彦兵衛			474.80		
6.25厘 辰 権藏			1,187.00		
2.5厘 万屋清左エ門			474.80		
残			9,970.77		

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

というような取極めで、鑑札名義が交通手段である船舶に投ぜられた固定資本のうち、三歩持の合力をなした松浦左兵衛になつており、利益配分と船仕立について多少は融資者、名義人の制約はあつたが、経営管理の実権は事實上の船主である辰屋にあつて、船仕立ごとの諸入用および仕入向の資本はすべて辰屋がとりきつてこれを都合し、年々の決算勘定も辰屋の手許でおこなわれるところであつた。幕末期における廻船業者は、勿論資本構成の上から右にみられるような共同出資の型をとつている例がみられるが、さらにたんに当初における資本導入のためのみならず、相互に共通の利益のために、換言すれば、荷主側においては確実な運送機関の把握、すなわち樽船に荷物の積送を委託する荷主は、貨物の性質上あるいは商業組織上、その殆んどが送り荷物であつて、海損発生時の諸負担はすべて送り主の負担にかかるだけに、積送の安全と迅速をより以上に望むところであり、他方船主側では、積荷の確保とかつて加えて資本融資をも得られる点から、有力な諸荷主に廻船加入を求めたようである。この点について酒造業者の廻船加入の例を一、二あげておくと

加入証文之事<sup>(11)</sup>

一 千五百五十石積 廻船一隻

嘉吉丸

多三郎船

但し乗出し諸道具共

代銀百三十一貫五百六十一匁六分

右之廻船貴殿一厘方御加入被成下、則銀一ノ三百十五匁六分四厘御出銀髓ニ受取申候処実正也。然ル上者毎年勘定仕徳用割符銀無滞相渡し可申候。為後日加入証文依而如件。

安政三辰年

近世における廻船に関する若干の資料(津川)

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

守屋新兵衛殿

千足屋儀兵衛 ㊟  
積問屋柳屋たつ  
代判 甚左衛門 ㊟

廻船加入証文之事<sup>(12)</sup>

一 千八百石積 新造廻船一隻

但し乗出し之儘

代銀百五十二貫八百八十八匁<sup>㊟</sup>

右手船七福丸久次郎船御加入被成下銀一貫目㊟ニ受取申候処実正也。然ル上は右利足一ヶ月五朱ニ相定十ヶ年分合三百三十匁元利合一貫三百三十匁此銀当申年より己年迄十ヶ年賦返済ニ相定、一ヶ年銀百三十匁宛毎年酒積限運賃銀ニ而御差引可被成候。尤為登作夏年は引方御見送り可被成候。猶亦御手酒積方之儀は何程荷糶之節ニ而も二十太宛無相違積入可申候。勿論海上之儀は可為御法候。為後日之加入証文仍而如件。

万延元申年七月

藤田屋 奈賀

代番 吉兵衛 ㊟

守屋新兵衛殿

以上のように守屋新兵衛の例をあげたが、彼は西宮の酒造業者で、その酒造高は慶応三年（一八六七）の酒造米高二千三十石、明治三年（一八七〇）で酒造米高二千五百八十石程度であつたが右二例ばかりではなく廻船加入をなしている。その他西宮、今津等在住の酒造業者も同様の加入をなしていたとみられるところで、このような、問屋、商業高利貸資本とのむすびつきが、菱垣廻船に対抗して角逐した樽廻船業の勢力の根拠であつた。

以上江戸時代末期における樽廻船についての若干の史料を未整理のままに羅列したが、問題は今後の調査と研究に残されている。

というのは、このような廻船業が近世における最も利潤率の高い蓄積源泉であつたといふことについて、それぞれ、それぞれの時期と、その経営規模において相違するところでもあり、現在までに採りえた史料ではなお僅少であつてその概略の見通しさえもつかないところである。また具体的な面で、銀百貫ないし百五十貫を投じそれも二、三の共同出資者の参加をまつて、船を建造し、一航海四ないし五貫とみつて年間二、三十貫の徳用をあげたとしても、単純な計算からすれば、一般の商品取引の二、三步口銭の利潤率と比較すれば、はるかに高い利潤率があるように思われる。しかし必ずしも順調にばかりは行かないし、常に危険と損失を考慮しなければならぬところであつて、破船にまではいたらなくとも、打荷、濡荷の弁銀、あるいは不渡り運賃もあり、破船もその時期の遅速は測りしれないところである。また「商業慣例調」の記すように、「貨物多く船舶不足の感ありし故に、年中始終航海して滞在すること少し」とあるも、だからといつて常に有利に運賃かせぎがなしたわけでもない。例えば天保十二年以降の低物価政策の施行された場合には、それは経済社会全般にわたつて混乱した時期ではあつたが、一時的であつたにせよ廻漕諸荷物の減少状態が出現し、その結果正常な利潤をあげるために、諸出費の減少をはか

近世における廻船に関する若干の資料（津川）

五二

り、道中諸遣いの節約、諸国浦々の船宿、附船等の祝儀金額の引下げ等についての樽仲間協定を結んでいる。他方より有利な稼働をなすために、運賃かせぎ一本ではなく買積による経営の占める部分を増大し、西国、北国筋への市場拡大をはかっている状態<sup>(14)</sup>がうかがわれる。このような経営型体、資本構成の社会情勢の変化に対応しての漸次的な変転、あるいは同族内部本家、分家の相互扶助、融資関係等なお多くの不明と疑問を残すところであり、それが近代化の過程における問題等についても何一つとして見通しをつけていない状態であるが、大方の御教示を願ひ、史料紹介をなす次第である。

註 (1) (2) (3) (6) 西宮市鳴尾 辰馬半右エ門家所蔵文書

(4) (5) (7) (8) (9) (10) 西宮市鳴尾辰馬宇一家所蔵文書

(11) (12) 西宮市役所 市史編集室蔵守屋文書

第一～第五表は辰馬宇一家文書より作成

(73) 神戸大学長倉保氏作成「西宮における幕末維新期の酒造株高」表

(14) 住田正一氏編海事史料叢書第四卷所収諸国御客帳四～二七頁